平成２９年（フ）第１５２２号
さいたま市桜区町谷４丁目18番32号
債務者　青山　由美
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５９４号
埼玉県戸田市早瀬２丁目22番３号　飛田鉄筋工業㈱寮201号室
債務者　宮原　美誉
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３１号
埼玉県吉川市吉川団地４番６号203、旧住所さいたま市大宮区三橋１丁目709番地　ヒルズ三橋203
債務者　鈴木　結麻
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６０号
埼玉県朝霞市西原２丁目４番23号　トンボプラザ206
債務者　来間　亮一
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７４号
埼玉県上尾市大字上905番地２
債務者　森安　宏明
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７８号
埼玉県川口市上青木西４丁目23番23―505号　ピュア上青木西
債務者　荒川　烈美
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９９号
さいたま市浦和区常盤５丁目11番１号　まるやまビル403
債務者　加道川　茜（旧姓松丸）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
石川県七尾市西下町ヘ部60番地
債務者　角田　勇介
1　決定年月日時　平成30年１月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第３４８号
大分市明野北４丁目３番３―207号（グリーンヒル明野天然町）
債務者　藤原　勇二
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９９号
神戸市西区神出町東1188番地の102
債務者　立岩　美穂（旧姓村内）
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第６５９号
神奈川県中郡二宮町百合が丘２丁目２番３号27
債務者　石川　喜一
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８７号
神奈川県厚木市金田294番地２
債務者　坂本　亮介
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８８号
神奈川県厚木市金田294番地２
債務者　坂本　睦子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４９号
埼玉県熊谷市石原519―５　向陽寮内、住民票上の住所埼玉県熊谷市御正新田1255番地19
債務者　富田　高章
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第９５２７号
東京都品川区小山７丁目15―21―511
債務者　浅野　明浩
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５５９号
東京都荒川区荒川３丁目21―２―607
債務者　伊與田惠子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部